

## 女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第2期）

広島大学では、女性の個性と能力が十分に発揮できることとともに、職場全体のより働きやすい環境を整えるべく、「女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画」を次のように策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

### 2. 内 容

**目標1** 女性教員の割合を21%程度にする。

（取組内容）

- 女性教員限定公募を実施する。（令和4年4月～（継続））
- 中長期的な教員採用計画のもと、女性教員の採用を推進する。（令和4年4月～）
- 女性教員採用割合の目標値を設定し、定期的に割合を学内に公表する。（令和4年5月～）
- 女性教員同士の交流機会の提供やネットワークづくりを支援する。（令和4年4月～（継続））

**目標2** 女性管理職の割合を21%程度にする。

（取組内容）

- 管理職に対して、女性部下の育成に関する意識啓発を行う。（令和4年4月～（継続））
- 中堅職員に対して、管理職への昇任に関する意識啓発を行う。（令和4年4月～）
- 学内の女性管理職をロールモデルとして紹介する。（令和4年4月～（継続））

**目標3** 年次有給休暇使用率を一人当たり40%以上（年度）とする。

（取組内容）

- 年次有給休暇の取得状況調査により実態を把握するとともに、部署内で目標値を設定するなど、計画的な取得を促進する。（令和4年4月～）
- 休暇を取得しやすい環境を構築（業務スケジュールの調整等）する。（令和4年4月～）
- 連休や長期休暇などと組み合わせた休暇の取得を促す。（令和4年4月～）